**公立世羅中央病院職員宿舎建設工事**

**・管理事業**

**公募型プロポーザル**

**募集要項**

令和４年６月

世羅中央病院企業団

目　　　次

１．事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ２

２．目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ２

３．事業担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ２

４．事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ２

５．参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ４

６．スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ６

７．本事業のスケジュール及び概算事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ６

８．事業者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ７

９．参加表明書の作成、提出及び記載上の留意点（資格審査）・・・・・・・・・ P ７

１０． 技術提案書の作成及び記載上の留意点（提案審査）・・・・・・ ・・・・・ P ８

１１．技術提案書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P ９

１２．プレゼンテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P １０

１３．審査及び特定者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P １０

１４．契約の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P １１

１５．失 格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P １１

１６．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P １１

添付資料一覧

添付資料１　　　参加表明書作成要領

添付資料２　　　技術提案書作成要領

添付資料３　　　審査基準書

添付資料４　　　公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業に係る基本協定書（案）

添付資料５ 　当該予定地地盤調査報告書

　添付資料６　　　当該予定地測量図

**１　事業の概要**

(1)　事業名称　 公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業

 (2)　建設場所　　　　 広島県世羅郡世羅町大字本郷９２５－１

(3) 選考方法　　　　　公募型プロポーザル評価方式

(4) 公示日　　　　　　令和４年６月２０日（月）

**２　　目　　的**

職員宿舎の建設にあたっては、設計段階から施工業者の知識、技術、ノウハウ等を最大限発揮でき、また工期の短縮及びコスト縮減が期待できる「設計施工一括発注」を採用し、公募型プロポーザル方式により優れた技術提案等を広く求め、最も適した設計・施工業者を選定する。また、宿舎の維持管理も同時に委ね一気通貫を図る事で良好な保全状態を維持し、長期的な観点で維持管理コストの縮減と宿舎利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

**３ 事業担当課**

(1)　主体者　　　　　世羅中央病院企業団

(2) 事業担当課　　〒722-1112　広島県世羅郡世羅町大字本郷918-3

　　　 　 世羅中央病院企業団　経営企画課

　　　 　　電話番号　 ０８４７－２２－１１２７（代表）

　　　　　　　　　　 ０８４７－２２－２５７７（経営企画課直通）

　　　 　　 Ｆ Ａ Ｘ　 ０８４７－２２－３７８５（直通）

　　　 　　 e-mail　　　soumu@serachuo-hp.jp

　　 　　　担 当 者 　　　垣内　宏昭　　　香川　義昭　宛

 (3) 説明書等閲覧方法　　　　　　　世羅中央病院企業団のホームページ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　( <http://www.serachuo-hp.jp/org/> )

**４　　事業概要**

1. 事業内容
2. 施設整備に係る基本設計業務、実施設計業務（以下、「設計監理業務」という。）、及び工事監理業務
3. 施設整備に係る建設工事、周辺整備工事及びその関連工事（以下、「建設工事」という。）

　　　　なお、周辺整備工事とは、建物外のエントランス・門廻り工事、外周工事、階段・アプローチ工事、駐車場・駐輪場工事、倉庫建設、奥側隣接地の進入路工事及び外構工事をいう。

1. 以下の維持管理業務

・消防用設備等法定点検業務

 ・法令上の設備点検業務

 ・通常の保守点検業務

 　　 ・入退去立会、清掃、修繕業務

・清掃業務

 ・建物修繕業務

1. 事業方式

　　　本施設の管理者等である本企業団が事業者と締結する事業契約書に従い、施設整備に係る資金調達は企業団が行い、事業者が施設整備を行った後、維持管理業務を遂行するDBO方式（DBO: Design Build Operate）により実施する。企業団は事業者に本施設の設計、建設、及び維持管理を一括で発注するために、事業者と本事業に係る事業契約を締結する。

また、企業団は、事業契約に基づき、事業者のうち設計業務を行う者（以下、「設計事業者」という。）と本事業に係る設計業務委託契約、建設業務を行う者（以下、「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約、工事監理業務を行う者（以下、「工事監理事業者」という。）と本事業に係る工事監理業務委託契約、維持管理業務を行う者（以下、「維持管理事業者」という。）と維持管理業務委託契約をそれぞれ締結する。

本事業に係る基本契約、設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、維持管理業務委託契約の５つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

(3)　事業期間

宿舎の設計・建設業務　　事業契約日から 令和５年９月３０日

宿舎の供用開始日　　　　令和５年１０月１日

宿舎の維持管理業務　　　令和５年１０月１日　～　令和３５年９月３０日

 (4) 建設地及び施設計画の概要

1)　建設予定地　　 広島県世羅郡世羅町大字本郷９２５－１

2)　敷地面積　　 約860㎡

3)　土地利用制限　 都市計画区域内　非線引き区域

　　　　　　　　　 上水道、下水処理（整備予定）、ガス（LPガス）、

電気（中国電力）

4)　建ペイ率　　 60％

5)　容積率　　 200％

6)　地　質 技術提案書の提出者で、プロポーザルの結果、特定され本件契約を受注した際、実施設計時等に当該予定地にて地質調査が必要であると判断した場合は、地質調査を実施することを可とする。

なお、令和４年６月に当該予定地内で実施した地盤調査結果を提示する。

7)　埋蔵文化財　　該当なし。

8)　宿 舎 規 模　　約700㎡（延床面積）×1棟

9） 構　　造　　　鉄骨造（軽量鉄骨造含む）

10)　建 設 戸 数　　15戸（１Ｋ×３戸、１ＬＤＫ×３戸、２ＬＤＫ×６戸、３ＬＤＫ×３戸）

11) 駐車場台数　　 10台程度

12) 設計・建設対価　約230,000,000円（税別）

　　 維持管理対価 約250,000円／月（税別）

13)　適用基準等

　　　　 建設及び積算に際し、適用する基準等は、次のとおりである。

　　　 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

・民法（明治 29 年法律第 89 号）

・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

・宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）

・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）

・広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年広島県条例第 16 号）

・広島県建築基準法施行細則（昭和 53 年広島県規則第 36 号）

・ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成 3 年広島県条例第 4 号）

・福祉のまちづくり条例（平成 7 年広島県条例第 4 号）

・世羅町の定める条例、規則、実施要綱等

・その他本事業に関連する法令、県及び市町村で定める条例及び規則等

**５　参加資格等**

　(1)　参加者の構成等

　　　　　本プロポ－ザル方式による選定（以下「本手続」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）は、本事業を実施することを予定する単体企業、又は複数の企業により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、一連の手続きを代表して行う代表企業を定めること。

　　　　　また、公募参加者は設計業務を実施する企業（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務を実施する企業（以下「維持管理企業」という。）から構成されること。

 　参加グループを構成する企業のうち、上記複数の要件を満たす企業は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができるが、他の公募参加者に加わることはできない。

(2)　単体企業、又は参加グループに共通する参加資格要件

　　　　　参加者は、令和４年６月２０日（月）において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、企業団と契約を締結するまでの間に、次に掲げる要件を１つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

　　　ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされていること。

ウ　民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていること。

エ　広島県及び世羅町、三原市において指名停止を受けている期間ではないこと。

オ　世羅町及び三原市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

カ　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

キ　公告日において納期限が到来している世羅町及び三原市税を参加表明書提出期限の前日までに完納していること。

ク　本事業の公募に際し、相互に資本関係又は人的関係のある者が同時に参加していないこと。

 (3)　 業務別の参加資格要件

　　　参加者のうち、設計、工事監理、建設工事及び維持管理を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。また、参加者は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

　　　なお、単体企業による参加の場合は、次に掲げる　ア「設計業務」、イ「工事監理」、ウ「建設工事」、エ「維持管理」の各資格要件を満たす者とする。

ア 　「設計業務」に当たる者は，次の要件を満たすこととする。

（ア）経営状況が健全であること。

（イ）建築士法（昭和25年法律第202号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（ウ）令和３年度末までに、共同住宅の用に供する建物の設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者又は主任技術者を有すること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

イ　「工事監理」に当たる者は，次の要件を満たすこととする。

（ア）経営状況が健全であること。

（イ）建築士法（昭和25年法律第202号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（ウ）令和３年度末までに、共同住宅の用に供する建物の工事監理実績を有する主任技術者を配置できること。

ウ 　「建設工事」に当たる者は、次の要件を満たすこととする。

　（ア）建設業法第３条に規定する特定建設業の許可を有すること。

（イ）建築に携わる参加企業、参加グループの構成員は、世羅町又は三原市・広島県において一般競争参加資格者の資格を有すること。

※なお、工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての参加企業、参加グループの構成員が上記を満たすものとする。

（ウ）令和３年度末までに、元請けとして共同住宅の用に供する建物の工事実績があること。

（エ）令和３年度末までに、元請けとして完成・引渡しが完了した「共同住宅の用に供する建物」の基準を満たす工事に対応した新営工事を施工した実績を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

エ　「維持管理会社」は、以下に揚げる要件を満たすこと。

 （ア）令和3年度末現在、広島県内に官公庁の職員宿舎・法人企業の従業員寮もしくは社宅の管理実績があること。

**６　スケジュール**

1. 参加表明書の受付開始　　　　　　　　　　令和4年6月20日（月）
2. 参加表明書に係る質問書提出期限　　　　　令和4年6月30日（木）
3. 参加表明書に係る質問への回答期限　　　　令和4年7月 8日（金）
4. 参加表明書の提出期限　　　　　　　　　　令和4年7月22日（金）
5. 技術提案書に係る質問書提出期限　　　　　令和4年7月29日（金）
6. 技術提案書に係る質問への回答期限　　　　令和4年8月12日（金）
7. 技術提案書の提出期限　　　　　　　　　　令和4年8月26日（金）
8. 審査会（第１次審査）　　　　　　　　　　令和4年9月5日（月）
9. 審査会（第２次審査　プレゼンテーション）令和4年9月20日（火）

　以下の日程については予定として記載するものとする。

1. 審査結果通知（公表） 　令和4年9月22日（木）
2. 基本協定締結　　　　　　　　　　　　　　令和4年9月26日（月）
3. 契約締結　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年9月30日（金）

**７　本事業のスケジュール及び概算事業費**

 (1) 本事業のスケジュール（年度別）

 　 1) 令和4年度　基本設計、実施設計

2) 令和5年度　建設工事、入居予定

(2) 本事業のスケジュール（事業別）

　 1) 設計業務　　　　　　　　　　 令和5年3月31日　まで

 2) 建設工事 令和5年9月30日　まで

　 3) 入居開始予定 令和5年10月１日　から

**８　事業者の選定方法**

1. 審査は、単体企業又は企業体の資格の有無を判断する「資格審査」と、提案内容を審査する「提案審査」の２段階とする。
2. 「資格審査」において、参加条件を満たさなかった企業又は参加グループについては、本件プロポーザルに参加することはできない。参加資格が認められた単体企業又は参加グループについては、確認後速やかに通知する。

 (3) 提案審査は審査基準に基づき１次審査及び２次審査を「公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポ－ザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。） が行う。

　　　なお、参加者が２者未満の場合の取扱いは、審査委員会にて協議のうえ決定する。

**９　参加表明書の作成、提出及び記載上の留意点（資格審査）**

本事業への参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の有無等について審査（資格審査）を受けなければならない。なお、各構成員は他の参加グループの構成員となることはできない。

また、詳細は、別添の「公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポ－ザル参加表明書作成要領」（以下「参加表明書作成要領」という。）による。

(1) 参加グループの名称

参加グループの場合は、代表企業名を参加グループ名とすること。

代表企業名特定建設工事参加グループ

（例：○○○○株式会社特定建設工事参加グループ）

(2) 提出書類

　 単体企業にて参加の場合は1）2）4) 5）6）7）を、参加グループにて参加の場合は

1）～7）の書類を提出すること。

1）公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポ－ザル

参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式１－１

2）　　同　　資格審査申請書・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式１－２

3）委任状（構成員→代表者）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式１－３

4）委任状（代表者→代理人）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式１－４

5）設計・工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類

・・・・・・・・様式１－５（１）、（２）

6）建設工事業務を行う者の参加資格要件に関する書類

・・・・・・・・様式１－６（１）、（２）

7）維持管理業務を行う者の参加資格要件に関する書類

・・・・・・・・様式１－７

(3）参加表明等に係る書類の交付及び受付

1）交付期間

令和4年6月20日（月）から

2）交付方法

世羅中央病院企業団のホームページ　　( <http://www.serachuo-hp.jp/org/> )

3）交付資料

① 公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポーザル募集要項

② 　　同　　参加表明書　作成要領

③ 　　同　　技術提案書　作成要領

④ 　　同　　審査基準書

⑤ 公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業に係る基本協定書（案）

 ⑥ 当該予定地地盤調査報告書

　　　　⑦ 当該予定地測量図

(4)　参加表明書の提出

　 1) 提出期限　　　　令和4年7月22日（金）午後5時まで

　　　　　　　　　　　（土、日曜日、国民の祝日は除く。）

 2) 提出場所 世羅中央病院企業団　経営企画課

　 3) 提出方法　　　　持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）

 4) 提出部数　　　　　　10部（添付書類を含む。）　及びCD-R　1部

 (5)　参加表明書に関する質問の受付及び回答

　 1) 提出期限　　　　令和4年6月30日（木）午後5時まで

　　　　　　　　　　　（土、日曜日、国民の休日は除く。）

 2) 提出場所 世羅中央病院企業団　経営企画課

　 3) 提出方法　　　　「参加表明書　作成要領」（様式１－９）によることとし、電子メールの添付ファイルとして経営企画課に送信すること。なお、メールの件名は「公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業　参加表明質問（法人名）」とすること。また、持参、郵送とする場合は、電子データを同封すること。なお、郵送（配達証明付き書留郵便に限る）する場合は提出期限日必着とする。

 上記以外の方法による質問は受け付けしないので留意すること。

 4) 回答方法　　　　　　令和4年7月8日（金）午前中に世羅中央病院企業団のホ－ムペ－ジに掲載する。また、回答書は、説明書及び参加表明書作成要領等の追加又は修正とみなす。

**１０　 技術提案書の作成及び記載上の留意点（提案審査）**

詳細は、別添の「公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポ－ザル技術提案書作成要領」（以下「技術提案書作成要領」という。）による。

**１１ 　技術提案書の提出**

(1) 提出書類

1） 公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポ－ザル

技術提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・様式２－１

2） 　　同　　技術提案に関する図書・・・・・・・・・・・・様式２－２（１）

3）　 　同　　技術提案の課題・・・・・・・・・・・・・・・様式２－２（２）

4) 同　　事業費内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・様式２－３（１）～（３）

(2) 技術提案書の提出

　 1) 提出期限　　　　令和4年8月26日（金）午後5時まで

　　　　　　　　　　　（土、日曜日、国民の祝日は除く。）

 2) 提出場所 世羅中央病院企業団　経営企画課

　 3) 提出方法　　　　持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）

 4) 提出部数　　　　　　10部（添付書類を含む。）　及びCD-R　1部

 (3)　技術提案書に関する質問の受付及び回答

　 1) 提出期限　　　　令和4年7月29日（金）午後5時まで

　　　　　　　　　　　（土、日曜日、国民の祝日は除く。）

 2) 提出場所 世羅中央病院企業団　経営企画課

　 3) 提出方法　　　　「技術提案書　作成要領」（様式２－４）によることとし、電子メールの添付ファイルとして経営企画課に送信すること。なお、メールの件名は「公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業　技術提案質問（法人名）」とすること。また、持参、郵送とする場合は、電子データを同封すること。なお、郵送（配達証明付き書留郵便に限る）する場合は提出期限日必着とする。

 上記以外の方法による質問は受け付けしないので留意すること。

 4) 回答方法　　　　　　　令和4年8月12日（金）午前中に世羅中央病院企業団のホ－ムペ－ジに掲載する。また、回答書は、説明書及び参加表明書作成要領及び技術提案書作成要領等の追加又は修正とみなす。

(4) 提案審査における基本条件

1）要求資料の確認

求める資料等が、全て提出されていることを確認する。なお、技術提案のうち、提案されていない項目については評価しない。

2）対価の確認

設計・建設対価内訳書に記載された「設計業務料」及び「監理業務料」並びに「建設工事費」の合計額が、設計・建設対価以下の金額であること。

維持管理費内訳書に記載された合計額が維持管理対価以下の金額であること。

3）上記を満たす提案について、技術提案書の審査を行う。

 (5) プロポーザル技術提案書提出内容

　　 1) 技術提案に関する図書（パース、敷地計画図、平面図、断面図、事業工程表）

 2) 技術提案の課題

　　　　本プロポーザルを行うにあたり、技術提案を求めるテーマは、次のとおりである。

　　ア　立地条件を活かし、周辺環境に溶け込んだ魅力あふれる職員宿舎づくりについて

　　イ　安全・安心・快適な職員宿舎づくりについて

　　ウ　経済性に優れた職員宿舎づくりについて

　また、建物仕様詳細等については、技術提案書作成要領の要求水準書のとおりとする。

※上記 ア～ウの技術提案書の作成にあたっては、提案図書（パース、敷地計画図、平面図、断面図、事業工程表）を有効に活用し、かつ明瞭簡潔にまとめること。

 (6) 事業費内訳書、維持管理費内訳書

 　事業費内訳書は、設計業務料（基本設計業務料・実施設計業務料）、監理業務料並びに建設工事費（建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費、周辺整備工事費）について記載すること。維持管理費内訳書は建物維持管理業務詳細について記載すること。（詳細は「技術提案書作成要領」のとおり）

　(7) 審査（評価）方法

　　　技術提案書については、審査委員会が公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポ－ザル審査基準書（以下「審査基準書」という。）に基づき評価を行う。

**１２ プレゼンテーション**

 (1) プレゼンテーションの詳細は、別途通知する。

 (2) プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし失格とする。

**１３ 審査及び特定者の決定**

1. 技術提案書の審査は、公立世羅中央病院職員宿舎建設工事・管理事業公募型プロポ－ザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で行う。
2. 審査委員会は、以下に揚げる委員をもって構成する。

　　世羅中央病院企業団企業長が必要と認めた者　　5名程度

1. 審査委員会は審査基準書に基づいて審査を行い「特定事業者（優先交渉権者）」（以下「特定者」という。）、「次点者（次点交渉権者）」それぞれを選定する。
2. 技術提案書が特定された者（特定者並びに次点者）に対しては、その旨を書面で通知する。
3. 審査結果は、世羅中央病院企業団のホ－ムペ－ジに掲載する。

**１４　 契約の手続き**

(1) 企業団と特定者は、速やかに、事業契約の締結に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結し、当該協定に基づき事業契約を締結する。

(2) 特定者は、基本協定締結後速やかに事業費積算内訳書の精査を行い、事業費の工事費見積明細書を提出すること。ただし、技術提案時に提出した事業費内訳書の額を超えてはならない。

 (3) 特定者との事業契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行う。そのため、特定者は、事業契約が締結できないことが明らかになった時点で、世羅中央病院企業団企業長に対し、速やかに辞退届（様式任意）によりその旨を届けること。

**１５　 失　格**

　（1） 参加表明書又は技術提案書を提出した者（参加グループの各構成員を含む）が、次のいずれか一つに該当する場合は、失格となる場合がある。

1）審査委員会委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合

2）それぞれの提出日から契約の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合

3）提出書類に不足があった場合

4）提出書類に虚偽の記載があった場合

5）審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合

**１６　 その他**

 (1)　本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限る。

 (2)　同種業務の実績については、日本国内における同種業務の実績をもって判断する。

 (3)　提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

 (4)　参加表明書及び技術提案書の作成、提出、プレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。

 (5)　参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とする。

 (6)　提出された参加表明書及び技術提案書が次のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

　 　ア　参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

　　 イ　参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合

　 　ウ　他の業務の参加表明書、技術提案書である場合

　　 エ　白紙である場合

　　 オ　「募集要項」、「参加表明書 作成要領」、「技術提案書 作成要領」等に指示された項目を満たしていない場合

カ　発注者名に誤りがある場合

　　 キ　発注案件名に誤りがある場合

　　 ク　提出者名に誤りがある場合

　　 ケ　その他、未提出又は不備がある場合

 (7)　参加表明書及び技術提案書の取扱いは、次のとおりとする。

　　 ア　提出された参加表明書及び技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

　　 イ　提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

　　 ウ　提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

 (8)　提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(9)　受託者が提出した参加表明書及び技術提案書の内容については、当該事業の特記仕様書等に反映するものとする。

(10)　提案内容を適切に反映した特記仕様書等の作成のため受託者に対し、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

(11)　当該業務の手続きにおいて特定するものが決定した場合には、速やかに公表するものとする。

(12)　技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。